

中 田 晋 自

フランス地域民主主義の政治論

分権・参加・アソシアシオン

審査委員 主査 中 谷 義 和
副査 中 谷 猛
副査 北 村 和 生

〔論文内容の要旨〕

論文内容の概要

(1) 本論文の構成

・本論文は「序章」と「終章」、および3部構成全6章に、3つの補論からなる著作であり、その内容は以下である。

序 章 中央集権国家フランスの地方分権改革 問題の所在と分析視角

第 部 政権戦略としての地域システム改革

第 1 章 政権基盤強化戦略としてのレジオン改革

ドゴール政権下における地域システム改革

第 2 章 政権基盤強化戦略としてのコミューン改革

ジスカールデスタン政権下における地域システム改革構想

第 3 章 政権獲得戦略としての地方分権改革

1981年大統領選挙へ向けたミッテランの公約

第 部 1970年代都市コミューンの「分権化＝自律化」要求

第 4 章 マルセイユ市の市政改革と分権化要求

ドゥフェール市長の経済介入政策と地方分権論

第 5 章 グルノーブル市の市政改革と分権化要求

デュブドゥ市長の住民参加政策と地域民主主義論

第 部 「分権・参加・アソシアシオン」の政治論

第 6 章 地域権力アソシアシオンの台頭と分権化要求の論理

グレミオンの「周辺権力」論を中心として

終章 地域民主主義論から近隣民主主義へ

フランス型地域討議デモクラシーの探究

以上のほかに、「序章」の補論として(1)「地方分権化と地域民主主義の法制度改革 改革の概要と新しい動向」と(2)「フランス地方政治研究の動向 地域システム理論の発展と“地方名望家”イメージ」が、また、第6章の補論として、(3)「地域民主主義と現代デモクラシー論の対話 “分権・参加・アソシアシオン”の理論的位置づけをめぐる」が収められている。

(1) 本論文の課題設定

本論文は、ミッテラン政権下で成立した「1982年法」(「ドゥフェール法」)の「地方分権」論および1992年法の「地域民主主義」の規定に着目し、中央集権的官僚型共和政国家における地方分権化の台頭と方向転換を60年代と70年代の「地方分権化(décentralisation)」の理念と「戦略」や諸勢力の動向との交差において迎えることで、その歴史的位相を明らかにするとともに、学史的・理論的連関を踏まえて、そこに底流している「分権・参加・アソシアシオン」を内実とするフランス「地域民主主義(la démocratie locale)」の原理と運動の現代的意義を明らかにしようとするものである。

・ 本論文の各章の要旨

1. 序章 この章では、先行研究の理論的検討を踏まえて、「地域民主主義」の概念を「分権的参加デモクラシー改革」であると位置づけ、「1982年法」とその後の地方分権改革の動向に言及したうえで、こうした「地域民主主義」の台頭と潮流化を60年代後半から70年代における「分権・参加・アソシアシオン」を端緒的原理とする「地方分権化」の政治的動態と結びつけて、とりわけ、「地方自治体の分権的=自律の実態(地域的政治構造)」と「地方制度改革を要求する政党・市民運動」との連続性において政治学的に把握し、「中央政府サイドからの政権戦略と地方政府サイドからの分権化要求という2つのベクトルの総和として把握していく必要がある」という本論文の視点と課題を提示している。

第一部(第1・2・3章)では、「序章」で設定した課題に即して、ドゴール政権(1958-69年)とジスカールデスタン政権(1974-81年)における地域システム改革政策の意図と内実を歴史的背景を踏まえて分析し、ミッテラン政権の「地方分権法」(1982年)の成立に連なる経緯を辿っている。

2. 第1章はドゴール政権の地方分権政策の分析にあてている。すなわち、ドゴール政権は植民地依存型経済の脱却と資本主義経済の高度化を志向するなかで(権威的国家指導者による旧型経済システムの揚棄と上からの近代化政策)、その「政権基盤強化戦略」(「参加・包摂戦略」)が広域行政圏たるレジオンの強化(中央政府機能の「分散化 = déconcentration」)政策と一体化しつつ、また、旧型ブルジョアジーと農村型名望家層の抵抗を受けつつ進められる経緯が辿られている。そして、1969年の国民投票法案(レジオン改革)は政権基盤強化戦略と地域政治エリートとの対決であると位置づけるとともに、それだけに、その否決と大統領の辞任に連ならざるをえなかっただけでなく、この経緯において地域政治エリートとの良好な関係維持の認識を呼ぶことにもなったとする。この経験は、「地域システム改革という外観をとった政治戦略」の必要の認識において、また、1970年代の都市・市民レベルの改革要求とも結びついて1982年の「ドゥフェール法」に連なったとし、第2章につなげられている。

3. 第2章は、ポンピドゥのあとを継いだ非ドゴール派中道右派政権のジスカールデスタン政権下の地方分権改革について検討している。その特徴を地域政治エリートの合意を引き出しつつ分権改革を進めようとしたことに求め、この視点において、ギシャール委員会の『ヴィーヴル・アンサンブル』報告(1976年)のコミュン改革構想や分権化構想を内実に即して分析している。また、この改革報告を具体化した「ボネ法案」(1978年上程)の廃棄に至る背景を辿るとともに、70年代の地方政治において左翼政治が躍進し、分権化論も進行していたことを明らかにしている。

4. 第3章では、60年代末から展開されてきた地域改革システムが、ミッテランの「政権獲得戦略」として地方分権改革に結びついていく過程を社会党エピネー大会(1971年)以降において辿り、1981年のミッテラン政権の成立と結びつけて論じている。すなわち、ミッテラン政権の成立を社会共闘路線と結びつけて論ずるだけでなく、70年代に活発化する各種の研究クラブ(代表的には「クラブ・ジャン・ムーラン」とGAM(「自治体活動グループ, Groupe d'Action Municipale」)という2つの運動に注目し、その中央集権体制批判と地方分権・参加論やその影響を紹介したのち、1981年の大統領選挙におけるミッテランの政策公約が、こうした運動との連携をも志向するものであったと位置づけたうえで、「地方分権法(ドゥフェール法)」(1982年)の成立へと至る経緯を考察している。

以上のように、第 部では、1960年代後半から1970年代における地方分権政策が政権基盤強化戦略ないし政権獲得戦略と連動していただけでなく、地方政府サイ

ドからの、また、地域住民からの分権化要求とも複合化しつつ動いていたことを、歴史的背景や経済社会関係の変動と、さらには、地方名望家などの抵抗の構造と結びつけて論じている。第 部（第 4・5 章）は、第 部の分析を踏まえて、より具体的に、マルセイユとグルノーブルという 2 つの都市に焦点を据え、都市コミュニケーションのレベルにおける市政改革と分権化要求について論じている。

5. 第 4 章は、やがて、ミッテラン政権の内務兼地方分権担当大臣に就くこととなるマルセイユ市長のドゥフェール市政の「分権化要求」の検討にあてている。すなわち、オイルショックを原因として、マルセイユ地域経済が構造的危機に直面するなかで（「フォーディズムの危機」と地域産業ネットワークの脆弱性の顕在化）、ドゥフェール社会党市政が地元基幹産業の救済策として経済介入政策（「自治体社会主義」）を展開することになるが、その過程を、マルセイユの社会経済構造と人口動態を踏まえ、また、党内の路線対抗や内務省策との緊張関係において分析し、ドゥフェールが1981年のミッテラン政権の内相に就任するまでの過程を紹介している。

6. 次いで、第 5 章ではグルノーブルのデュブドゥ市政（1965 - 83 年）に焦点を据え、グルノーブル GAM が70年代当時発行していた活動情報紙『GAM アンフォルマシオン（G. A. M. Information）』をも資料としつつ、市政と一体化しつつ進められた自治体改革運動の理念と運動を市政との対応において辿り、いわゆる「グルノーブル方式」が「地域アソシアシオン」の市政への参加要求と市政からの呼称様式という複合的な自治体の政策設定方式であったとし、この点では、「地域民主主義」の70年代における展開形態であり、ひとつの重要な政治的趨勢を示す位置にあるとしている。

以上のように、第 部はマルセイユとグルノーブルにおける70年代の分権化要求とアソシアシオンの拡大という 2 つの事例を都市コミュニケーション・レベルで分析し、また、第 部の分析視角を踏まえて、本論文は、第 部として、副題としている「分権・参加・アソシアシオン」という「地域民主主義」の問題を、運動・理念・制度化のレベルにおいて、また、フランスの政治史と政治理念史の脈絡に据えて政治学的に分析している。

7. まず、第 6 章では、フランス近現代政治史における「アソシアシオン」ないし「クラブ」の法制的・理念的位置づけの変化を歴史的に素描したうえで、それが1970年代に急激に台頭する状況を政治・経済・社会の閉塞状況の打開策の糸口を求めようとする運動と結びついていることを明らかにしている。この脈絡において、組織社会学派のグレミオンの「周辺権力」論を要約的に紹介し、70年代のア

ソシアシオンの運動と理念は「地域政治・行政システム」に対する参加民主主義的・自主管理主義的異議申し立てであったとする。また、こうした「分権・参加・アソシアシオン」という3つの理念を軸とした自治体改革運動は「地域民主主義」の新しい社会運動であると位置づけるとともに、権力運動の担い手や浸透度という点で限界も内包せざるをえなかったと指摘している。

8. 終章では、「地域民主主義」が、「討議的空間の創出」論と結合しつつ「近隣民主主義 (la démocratie de proximité)」となって現れていることを「近隣民主主義法」(2002年)に認め、この法律に規定された法制度としての「住区評議会」の成立に至る経緯を20世紀初頭に始まるフランスの自発的結社としての「住区委員会」の形成と展開の過程において整理している。また、この2002年の法制化以前の段階において地域住民が自発的に実践していた「近隣民主主義」の内実を、コミュン当局との関係において3つのアプローチ類型(機能的・社会的・政治的)に整理するとともに、住民合議組織に内在するジレンマと問題点(例えば、「代表性, représentativité」の問題)を指摘しつつも、2002年に法制化されたことは、参加と討議を複合化した「フランス型地域討議デモクラシー」の展開として捉えることができるとしている。そして、本論文をまとめるなかで、フランス地方分権改革に底流しているのは「地域民主主義」の概念であり、代議制デモクラシーとの緊張関係において「参加デモクラシー」と「討議デモクラシー」とを複合させつつ「近隣民主主義」へと連なってきていると位置づけたうえで、ここに「地域 (le locale)」に新たな活力の基盤を展望することで本論文を閉じている。

なお、序章に付されている「補論¹⁾」は、1982年法、1992年法、1995年法における制度改革、および2003年の憲法改正の特徴(地方分権改革)を関連文献を踏まえて紹介し、「補論²⁾」は、組織社会学派などの「地域システム」論を含めて、フランス地方政治研究の動向を紹介するとともに、地域権力論の視点において、地方名望家層の実態を明らかにしている。そして、第6章に付されている「補論³⁾」は、トクヴィル、ルソー、ブルドンという3人の政治思想家に即して、本論文のキー概念である「分権・参加・アソシアシオン」という視座の思想的系譜を辿るとともに、日本の論者の分権・市民社会論的アプローチと交差させつつ、「地域民主主義」の視座に現代デモクラシーの展開を展望している。

〔論文審査結果の要旨〕

対抗型の理論と運動を交差させつつも、フランスの政治体制は集権的官僚支配型共和システムであると基本的に理解されてきた。本論文は、1982年の「地方分権

法）（「ドゥフェール法）」という、ひとつの地方分権改革構想の成立に着目し、これに至る「前史」を1960年代後期以降の政治動態（政権構想・法制作業・論議と運動、諸勢力の対抗と圧力の複合的総体）との、いくつかの「連続性」において整理するとともに、そこに「地域民主主義」の理念が底流していることを明らかにしようとする意欲的な独創的論文であり、この分野の研究に新しい地平を拓いた労作であるといえる。とりわけ、行論においては、先行業績を視野に収めつつ、豊富な資料を適切に渉猟し、これを基礎に所与のテーマについて論述するという手堅い手法がとられている。

第 部（「政権戦略としての地域システム改革」）の特徴は、「序章」で設定した課題に即して、60年後期から70年代における2つの政権（ドゴール、ジスカールデスタン）期における「地方分権改革」の動向の分析に焦点をすえていることに求めることができる。この分析において、2つの政権の分権改革の意図の違いを社会的・歴史的背景と結びつけて明示的に位置づけており、ドゴールのレジオン改革が旧型経済システムの揚棄と近代政策路線の企図と結びついた「政権基盤戦略」であったことを、また、ジスカールデスタン政権のコミュン改革が合意導出型政権基盤強化戦略と結びついていたことを明らかにしている。とりわけ、ギシャール委員会報告に注目し、その認識が統制システムの肥大化と国家依存体制の克服に発していることを明らかにしていることは重要な成果であったといえる。また、ミッテラン政権下における1982年のドゥフェール法成立には、1971年以来展開される地方分権化要求をも背景とした彼の「政権獲得戦略」と結びついていたと指摘するとともに、同じ時期に都市コムミュンにおいて展開される GAM の動向に注目し、その資料を活用しつつ論述していることは、新しい資料に鋳を入れたという点で高く評価しうる。したがって、第 部の行論では、2つの政権（ドゴールとジスカールデスタン）の地方分権政策の違いを明示した上で、さらに、これをミッテランの地方分権政策（選挙公約のレベルから法制度化にいたる）と対比している点では、説得力ある類型論を提示しているといえる。

第 部（「1970年代都市コムミュンの“分権化＝自律化”要求」）の特徴は、第部の国政レベルの動態を踏まえて、マルセイユとグルノーブルという2つの地方都市における都市コムミュンの「分権化＝自律化」の経験を実証的に分析していることに求めることができる。すなわち、マルセイユの市政改革については、都市構造の再編（「大マルセイユ圏」の形成）や地域経済構造の変化と結びつけて、この問題について論じ、その特徴を「集権的介入主義」に替わる「分権的介入主義」であると位置づけ、また、グルノーブル市政改革運動を GAM 運動の形成と自治体運営

スタイルの生成に結びつけて論じ、いわゆる「グルノーブル方式」の内実を明示していることは注目すべき成果を残しているといえる。

第 部(“分権・参加・アソシアシオン”の政治論)は、第 部と第 部の歴史的・実証的分析を踏まえて、「地域民主主義論」の理論的・学史的整理とその現代的意味を位置づけようとしていることに、その特徴を求めることができる。その行論において、「地域政治・行政システム」の実態を先行研究と 部と 部の事例研究を踏まえて整理し、「地域権力アソシアシオン」の台頭の歴史的背景と分権化要求の論理を明らかにしていることは評価しうるし、終章では、「地域民主主義」が「近隣民主主義」として具体化されていることを「近隣民主主義法」(2002年)に認めるとともに、その「住区委員会」の歴史的展開過程において迎るとともに「フランス型地域討議デモクラシー」の今日的形態であるとの位置づけは的確な整理であるといえる。

以上のように、本論文はフランス分権改革の理論と動向および法制化の歴史と現状を「地域民主主義」論で括り、その内実を豊富な資料に依拠しつつ丹念に整理した注目すべき論文であり、この分野では類書がないだけに学界に大きく裨益しうる位置にあり、今後の、この分野の研究の基礎的論文となりうるかと判断する。ただ、いくつかの深めるべき論点も残している。それは、分権と集権、統合と分離という、あるいは参加と包摂ないし自治と管理という政治力学において「地域民主主義」の運動と法制化を整理しようとするれば、名望家を中心とした地域権力の構造と中央政権体制との複合的動態について、より深い分析が求められるし、これと関連して、都市コミュニティにとどまらずレジオンのレベルとの複合的分析や「参加」の契機の法制化へのインパクトの分析もより十分なものとするべきであろう。また、行論とかかわっては、「序論」部分については理論的交差状況の、より十分な整理が、第 部については、国家の役割や諸権限の再配分をどのようにするかという問題が、また、後見監督制の廃止と地方公共団体の支援との連関について、より十分な分析が求められるといえる。第 部については都市論とデモクラシーについて萌芽的に鋭い問題視点を提示しているだけに、より十分な展開が期される必要があるし、第 部については民主主義論とかかわって「住区評議会」の位置づけについて、より十分な理論的検討が求められる。

本論文は以上のような、より深めるべき論点と課題を残しているが、審査委員会は、これは望蜀にとどめうるものであって、「分権・参加・アソシアシオン」を内実とするフランス「地域民主主義」の原理と運動を、政治史と政治理論史を踏まえて、具体的に明らかにしているという点では重要な研究成果であり、学界に大きく

学位論文審査要旨（中田）

裨益しうるものであると評価し、全員一致により、博士の学位を授与するに相応しいと判断した。

なお、本論文の審査にあたっては、2006年5月26日、午後5時30分より午後8時00分に博士学位審査公開研究会を開催した。この研究会には審査委員の3名のほか、教員と院生が参加し、申請者の執筆の意図や全体的構成について、さらには残された課題について報告を受け、その後、活発な質疑応答を行った。

〔試験又は学力確認の結果の要旨〕

本学位申請者は本学学位規程18条2項該当者であり、立命館大学の法学部を卒業後、1999年に同大学院法学研究科（公法専攻）博士課程後期課程満期退学後、愛知県立大学外国語学部フランス学科の助教授として、フランス政治論やフランス語科目を担当している。さらには、本論文の内容に鑑みて、また、資料の収集力とその読解力には堪能な外国語能力が認められるので、立命館大学学位規定第25条1項に基づき試問および外国語試験を免除した。

以上をもって、審査委員会は本学位請求者に博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

以上